

第6章 被災地派遣職員体験レポート

第1節 県職員派遣

1 市町村業務・避難所支援（一般行政職派遣）

群馬県では、被災地のニーズを的確に把握させるため、宮城県と福島県の災害対策本部に職員を常駐させ、被災地の実情を的確に把握するとともに、現地の生の声を聴いた上で、群馬県市長会と群馬県町村会の協力を得て、県職員と市町村職員でチームをつくり、ローテーションを組んで、県が借り上げたバスにより、宮城県多賀城市と女川町、福島県福島市への職員派遣を行った。

被災地3箇所における県職員の派遣の状況、現地での活動の状況及び派遣先での体験を踏まえた意見・提言は、次のとおりであった。

宮城県多賀城市

(1) 被害状況（多賀城市災害対策本部発表）

① 人的被害（平成24年2月3日現在）

市内での死者数 188人（男112人、女76人）

多賀城市民 143人（男82人、女61人）

行方不明者 1人（男1人）

② 住家被害（平成24年2月2日現在）

	津波地区	地震地区	計
全壊	1,659世帯	71世帯	1,730世帯
大規模半壊	1,497世帯	118世帯	1,615世帯
半壊	880世帯	1,110世帯	1,990世帯
一部損壊	1,066世帯	4,738世帯	5,804世帯
合計	5,102世帯	6,037世帯	11,139世帯

(2) 派遣業務の概要

【派遣期間】平成23年4月15日～8月26日

【派遣場所】派遣場所：多賀城市役所

【活動内容】総合受付窓口業務

生活再建支援、住宅応急修理、応急仮設住宅相談等

【派遣人員】19班集体（1班概ね9日間）県職員45名 市町村職員124名

(3) 派遣先での活動状況・体験談 ～被災地支援を振り返って～

- ・他県の方々、地元の方々との情報交換の中で、「被災地支援は一番乗りが重要。」との意見が多かった。
- ・災害がひどい町村に対し、「ミニ役場」のように多様な機能を「パッケージ」にして支援する方法も検討したらどうか。
- ・派遣終了職員と派遣予定職員との情報交換の場があるとよいと感じた。現地での引継ぎだけでは十分に伝えきることができないため、情報交換を行うことにより、着任当初の不安を緩和できるのではないかと。（1日でも前任の業務を見学できるような派遣日程にしてもらいたい。）
- ・多賀城市役所の担当部署で、一連の事務処理をまとめたマニュアルを作成し、時点修正してもらえれば、精神的にもう少しゆとりを持って、支援業務に臨め、また、引継ぎもより容易に行われたのではないかと。
- ・1週間でローテーションとなるため、仕事を覚えた頃に交代となる。入れ替わる度に市の職員の方から話を聞くことになってしまうため、もう少し長い期間派遣することができれば、被災地の市職員の方の負担軽減に繋がるのではないかと。
- ・職場が被災するなど収入のない方、避難所で生活している方など、ストレスのたまっている方にとっては、平時では問題ないと思われる対応でも、気分を害される方がいるため、対応には普段以上に気を遣うよう、事前に周知徹底しておくべき。

- ・今回、支援にあたった職員の中には技術職の職員がいたが、支援業務の内容が相談・申請受付であり、職員によっては申請受付から決定までの流れ等わかりにくい方もいたようで、被災者への説明に苦慮したところもあった。支援業務の内容によって支援職員を割り当ててはどうか。
- ・窓口では被災者支援制度全般に係る相談対応に加え、相談者の身の上話を聞くことも大切な役割である。
- ・窓口での対応方針が日々変化するなか、ブース間での対応にズレが生じてしまう場面が見られた。
- ・被災現場の職員も同様に被害を受けており、市民からの多様な苦情等で相当の心労を抱えているという事実に対する配慮が必要。
- ・多賀城市では被災関連の業務が急増し、人手が足りず市職員は対応に苦慮していた。全国の自治体から多数の派遣がなされており、被災者総合相談業務を行っていたが、全体の指揮系統がやや不明確で非効率な部分があり、対応する派遣職員の配置等を市の担当者と連携をとり弾力的に変えていく必要がある。派遣者も積極的に市の担当者に提言すべきである。
- ・発災から数ヶ月が経過した時点では、より支援を必要としている場所に対して、柔軟に派遣職員を割り当てることが必要である。（主に窓口業務を行う内容であれば、女性の派遣も特段問題ないと考えられる。）
- ・県単位での被災地支援をすることで、今後の相互支援が期待できるのではないかと考える。例えば、兵庫県は、阪神大震災のノウハウをもって支援に駆けつけていた。相互に支え合う仕組みは、顔を合わせてできあがっていくものなのだろうと感じた。
- ・今回の派遣では、罹災程度の判定が被災者への対応の第一歩となったため、被災自治体からの派遣要請の有無にかかわらず、速やか、かつ、大量に応急危険度判定士を投入できるような体制を整備しておく必要があるのではないかと。（県地域防災計画では、「被災宅地危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする」とある。）
- ・被災家屋の罹災調査は調査が効率的に行われていなかったが、被災者が納得するまで調査をする必要もあり、被災者の心情に配慮することが必要である。
- ・記録や引継ぎのためにも、パソコンとプリンターを用意すべき。
- ・現地の市役所職員から当時の話を聞いた中で、被災当時の物資・情報等の無い混乱した状況下において、自らの家族の安否確認も後回しにして、不眠不休で市民への対応にあたったことは、同じ自治体職員として大変感銘をうけた。



（建設型仮設住宅）

（４）意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

- ・多賀城市では、被災者の相談内容を入力し、相談内容の履歴が分かる「被災者管理システム」を導入していたが、これにより、担当者が変わってもその履歴を確認することができるため、有効なシステムである。
- ・多賀城市では、「被災者管理システム」が導入されて機能していたが、各市町村が受け付けた膨大な数の申請書類は最終的には県が処理するため、県下統一したシステムでの情報共有が可能であれば受付経過などが分かり、疑義のある案件などの処理が効率的に行えると思う。
- ・被災者支援制度の「手続き」を行うことが困難と考えられる高齢者世帯や障害者、外国人などへ手続きを支援するきめ細やかな体制が必要である。
- ・申請可能な支援制度については、1カ所で全て対応できるようなワンストップ窓口の設置により効率的な業務を行うことが可能となる。
- ・総合相談窓口のような様々な担当課や支援職員が集まる部署では、責任者を明確にしておくことやある程度の知識をもって対応できる人員の配置が必要である。
- ・想定外の事案が多く出てきたため制度の該当要件等が日毎に変わるなど、一貫していなかった対応により制度が利用できなかった等の問題が生じる可能性があるため、災害時の対応については可能な限り事前に検討しておくべきである。

- ・情報不足による不利益を生じさせないためには、相談窓口設置初期に相当数の窓口で一挙に対応する、制度概要や利用するために最低限必要なことの周知を徹底する等が必要である。
- ・本県で大規模な災害が生じた際、長期避難地域の指定等を含め、既存制度をどれだけ迅速に実行できるか、あらかじめシュミレートしておく課題を探ることが重要である。また、大規模災害があった際、応援していただくにふさわしい業務や応援の規模を予測しておく方が良いのではないかと。
- ・費用対効果の議論もあるが、「人命」との比較の中で、防災上の被害確率について、「想定外」の回避も含めて、議論を深める必要があるのではないかと。
- ・有事の際、行政が他の地方公共団体やNPO、ボランティアなどの支援を、どのように受け入れるのか、この際良く演習しておく必要があるのではないかと。
- ・仮設住宅建設予定地の確保や空アパートの最大限の活用など災害対策に活かしていただきたい。
- ・被災時は、市の広報誌が休刊となり、特に、インターネット環境を利用できない情報弱者が近所や友人等周囲の誤った情報に翻弄されたり、何度も市役所に足を運んで情報を収集するなど、情報弱者への行政情報の適時的確な伝達が必要である。また、通常の行政の広報ツール以外に利用できる広報媒体の検討が必要である。
- ・復旧・復興対策に係る情報が県や市町村から発せられるが、情報量が多く、また、整理が行き届いていないため、被災者はかえって混乱している。横断的に調整を図ったうえで情報を整理して発する必要がある。
- ・災害時には市町村等からの問い合わせ電話が殺到するため、その対応を事前に検討しておく必要がある。
- ・日本赤十字社からの義援金支給が遅れていたため、義援金、被災者生活再建支援資金（基礎支援部分）をいかに早く支給するか検討しておく必要がある。
- ・被災時にはスピードが求められる。発災から3ヶ月経過しても、支援金等はほとんど住民の手に届いていない現状があった。また、市職員の立場の方からも、人的・物的支援とも早いものが本当にありがたかったと伺った。緊急時にすぐに動きが取れる仕組みの構築が必要であり、一職員まで準備を徹底しておくことが重要である。
- ・各制度において所管する部署が異なることがスムーズな対応の妨げとなることがあり、横の繋がりが重要。群馬県の防災・災害対策においても、横の繋がりを重視した仕組み作りが必要である。
- ・直接的な対応ではないが、日頃から各自治体が全国の自治体と友好関係を築いておくことも必要である。
- ・指揮命令系統のしっかりした組織作りや、その中心となる人材育成が重要である。
- ・被災時の各現場で具体的対策にあたるのとは別に、全体の状況を把握し、支援活動の判断内容の統一等を行う役割のみに特化した部署の設置等も必要である。
- ・県と各市町村が相互確認できる制度やシステムがあれば、より迅速で細やかな対応ができるのではないかと。
- ・災害後の現地の様子からも、衛生面の確保が重要である。例えば、季節的な問題も踏まえ、蚊やハエをはじめとする虫対策用物資等の備蓄も必要と思うので、備蓄品の見直しを行う価値がある。
- ・生活再建に一刻を争う被災者のためには、県としての迅速な判断と被災市町村との緊密な連携が必要である。
- ・コミュニティ形成のためには、仮設住宅地区ごとに談話室を設置し、運営リーダーを配置するなど住民交流の場として効果的に運営する必要がある。
- ・浅間山の噴火時など、広報車のきめ細かい呼びかけは群馬県でも有用と考えられる。
- ・有事の指揮命令系統、意思決定メカニズムを出来るだけ簡潔明快にし、日頃から職員一人ひとりの意識付けを訓練しておくことが重要である。
- ・今回支援を行った多賀城市と隣接する仙台市とでは、同じ県の制度でも運用が異なっており、県が市町村にどこまで統一的な事務を行ってもらおうよう指導するか検討しておく必要がある。
- ・定期的な備蓄品の点検と、迅速な対応のための指揮命令系統の確立は非常に重要であり、これらは、災害を想定した大規模な訓練を行うことで、実際に役割を果たすことができるので、訓練の在り方について再検討も必要である。

- ・防災対策拠点^が、被災しないことが重要である。防災対策拠点では、被災者の初期の受入れや、各種情報の収集・確認が必要であり、今後の防災拠点整備に役立てていく必要がある。
- ・避難所となるであろう場所への救援物資の備蓄を多めにする、救援物資の振り分け場所を確保することなどは、本県でも確認・検討する必要がある。
- ・災害時に効率的に避難所等に物資を搬送するためにも、運送業者と協定を締結し、物資の保管・配送等をしてもらえるようにする必要がある。
- ・災害時には職員不足が想定されるため、非常時の人員配分・人員配置をあらかじめ検討しておくことが必要である。
- ・今回のような大規模災害については、その後に県民から行われる申請（申込）に対応する組織体制の構築・維持については、相当の規模及び期間を要する。
- ・各学校の立地条件等を考慮して、防災対策マニュアルを見直すことが必要である。

宮城県女川町

(1) 被害状況（宮城県災害対策本部発表）

① 人的被害（平成24年2月8日現在）

死者 575人
行方不明者 347人

② 住家被害（平成24年2月8日現在）

・全壊 2,923棟 ・半壊 338棟 ・一部損壊 664棟 ・非住家被害 1,613棟

(2) 派遣業務の概要

【派遣期間】平成23年4月4日～8月26日

【派遣場所】女川町役場（女川第二小学校及び仮設庁舎）

【活動内容】仮設住宅受付、避難所での配膳、救援物資仕分、家屋調査、
り災証明発行、見舞金・支援金給付、拾得物整理 等

【派遣人員】20班体制（1班概ね9日間）県職員99名 市町村職員171名

(3) 派遣先での活動状況・体験談 ～被災地支援を振り返って～

- ・今回のような大きな災害が起こった場合、例えば関西の府県のようにあらかじめ支援する県を決めておくことなど、各県の支援方法も参考になると思われる。
- ・女川町役場の職員は自らが被災者であるにも拘わらず、被災者支援・復興業務に追われ、疲弊しきっていた。我々が支援をすることで、彼らが少し休息を取り、一部、役場の本来業務に従事することが出来たようなので、直接的だけでなく、間接的にも支援に繋がったと思われる。
- ・支援物資については支援する側でかなり細かく仕分けをしておかないと受入側にとって大きな負担になる。支援物資を送る前に中身を確認し、衣類であれば古着のように支援物資として適さない物を予め除外するとともに箱の中身や数量を明示する等、受入側の負担をなるべく軽減するよう配慮が必要であると思う。
- ・支援物資は、時間とともに必要とされるものが変わっていくため、正確なニーズの把握とタイミングの良い供給がポイントであると思う。
- ・被災後、全国から物資の送付が集中すると、被災地では受け入れるだけで手一杯となり、被災者に迅速に配布することができない。被災後直ちに必要な品目は、集めてから送ったのでは間に合わず、着いた頃には逆に無用の長物と化してしまう（特に衣類）。予め集める品目を限定し、それ以外は断ることを徹底すべきであると思う。
- ・被災地では個人から集められた支援物資（古着等）が使われていない状況が見受けられた。物的支援については大手企業等による支援に限定し、個人による支援は義



（信号機故障箇所の朝の交通整理）

援金等の金銭的支援に限定するといった棲み分けも考えられると思う。

- ・ 支援物資を詰める段ボール箱は強度が高いもので且つサイズを統一する等、運搬や保管に適したものをを用いるのが好ましい。また、段ボールは雨に濡れたり積み降ろしを繰り返すことで損傷してしまうため、物資の種類等によっては折りたたみ式のコンテナ等を利用することも考えられると思う。
- ・ 被災市町村ごとに被害状況と必要な支援内容も異なり、さらに支援のニーズも日々変化する。支援する側としては、現地のニーズをしっかりと把握して必要な職種、人材を派遣できる体制を整えることが重要であると感じた。派遣先自治体に事前に派遣職員の職歴等の情報を提供できればより効率的、効果的な業務の割り当て等が可能になると思う。
- ・ 支援内容について、当初は避難所の運営や支援物資の仕分けなどが主であったが、時間の経過とともに、各種支援金等の受付業務など役場の業務支援にシフトしていった。支援業務の内容によって県職員と市町村職員の役割分担のあり方や派遣期間などを再検討し、柔軟な支援を行う必要があると思う。(市町村の窓口業務等においては市町村職員の方が即戦力になり得るケースが多い。)
- ・ 1週間という派遣期間は短いと思う。従事する業務内容にもよるが、2週間程度の派遣期間とするか、1週間交代でもメンバーの半分ずつ交代させる等、円滑で効率的な引継ぎと業務遂行ができるような配慮が必要である。
- ・ 今回の派遣では実際に従事する業務内容についての事前情報や現地での引継時間等が不十分であった印象。実務に即した引継資料の事前配布や既に派遣された職員の説明を聞く機会を設ける等、派遣先で速やかに業務に入れるような配慮が必要であると思う。
- ・ 現地で従事する業務に関する基礎知識や現地の地理等を予め頭に入れておいた方が業務を円滑に進めることができる。なじみのない業務の場合、基礎的な部分から現地で学ばなければならない、また、現地の地理が分からないと被災者と意思疎通がうまくいかない場合がある。
- ・ 女川町役場の職員は自分自身が被災者という立場でありながら、つらい顔ひとつ見せることなく、町のことを一番に考えて前向きに業務に取り組んでいた。その姿は同じ地方自治体職員として心から尊敬できるものであった。「復興した女川町を見に来て欲しい」という税務課長の力強い言葉に女川町の復興を確信した。



(被害状況)

(4) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

- ・ 今回のような広域での大規模災害発生時には個々の自治体のみではなく、自治体間の協力により様々な対策を講じる必要がある。県内市町村や近隣の都県はもちろん、確実な支援が期待できる遠方(西日本など)の自治体との連携体制を構築しておくことが重要であると思う。
- ・ 大規模災害時には避難所設置・運営、物資の調達・配布、仮設住宅の確保、各種証明等、様々な業務をスピーディに行う必要がある。迅速な初動対応のために、今回の被災自治体での具体的な対応等を参考に、県、市町村の全ての職員は平時から災害発生時の対応について意識し、理解を深めておく必要がある。
- ・ 被災者へ必要な情報を伝達する手段として、モバイル用 HP の作成やラジオ、防災無線の活用等、複数の情報提供ラインを確保しておくことが必要。とくに高齢者や障害者等、自ら情報を収集することや移動することが困難な被災者や自宅避難者に対してどのように情報を届けるか、あらかじめ想定しておくことが重要。
- ・ 一般電話や防災無線等、通常の通信手段が利用できない場合には衛星電話は有効。ただし、各自治体において平常時から保有、維持するのは経費負担が大きいいため、事業者の協力を得て災害発生に伴い回線契約が発効するような仕組み等が構築されることが望ましい。
- ・ 大規模災害の復旧・復興には「民間の力」が不可欠。支援物資の調達等における企業との協力、緊急時における預金等の取扱い等に係る金融機関との情報交換等、多

方面の協力を得られる体制を構築しておくべきである。また、復興期には仮店舗や移動店舗であっても、通常の営利活動を行う小売業に出店してもらうことも大切。復興に向かう人たちの士気を高める効果があると思う。

- ・災害発生時には道路ががれきや段差等により通行困難になる。復旧や救援活動を速やかに進める上で道路の補修、整備は優先順位がきわめて高い。また、パンクしにくいランフラットタイヤを装着した車輛を備えておく等の対応も考えられると思う。
- ・被災地で生じるあらゆる支援ニーズや業務に対して自治体職員だけで対応することは到底無理。ボランティアや行政区の区長等の地域のリーダー等、行政職員以外に担ってもらう業務内容等について、あらかじめ整理しておくべきだと思う。避難者に役割やいきがいを持ってもらおうという点からも避難所運営等において避難者の自治組織等の活用も有効であると思う。
- ・本県は津波の心配が無く、大きな地震も比較的少ないことから防災に対する意識が相対的に低い印象である。今回の震災では防災意識が高く、適切な避難行動等を取れた方々が致命的な被害を免れたとのことであり、県民の防災意識を高めることが極めて重要であると思う。
- ・本県においても火山災害や土砂災害等は十分起こりうる災害であり、今回の「想定外」の災害を教訓に、既存の災害対策についても改めて見直す必要がある。
- ・本県でも山間部での土砂災害等で道路が寸断されることが予想されることから、災害予想エリアには救援物資の貯蓄やヘリコプター等による物資輸送手段の確保が大切であると思う。
- ・女川町役場は小学校に間借りしていたが、部屋数やネット接続環境等、利便性が高かった。また、高台にある給食センターは炊き出し等で有効に活用されていた。大規模災害発生時の行政機能の移転先等について具体的な計画を立てておくとともに、公共的な施設については災害時の活用も意識して建物自体の構造（鉄筋コンクリート造等）や立地に配慮することが必要であると思う。
- ・各種報道のとおり、被災地では仮設住宅の建設場所や仮設庁舎の設置場所について確保に苦慮したとのことであった。本県においても防災計画等であらかじめ想定しておく必要があると思う。
- ・災害に強い街づくりも重要であるが、街における各種機能（住宅、商業、工業、行政等）を分散させ、仮に街の一部が損壊しても残りの部分で街をある程度機能させられるようにする、といった被災しても素早く立て直せるような街づくりも重要。
- ・女川町では保有する行政情報や個人情報等について文書データをCD化して庁内及び県外（関東地方某所）でバックアップ保存していた。女川町の例を参考に、県庁舎や地域機関が被災した場合を想定した情報管理のあり方を検討する必要がある。
- ・女川町では公共施設の多くは避難所となっており、役場機能が不十分となっていた。災害時の役場機能を確保するために、県内自治体が連携して役場機能の共有スペースを迅速に確保できるようにすることが望まれる。また、役場機能確保のためには県内自治体所有の個人情報のバックアップデータを集約できる施設を県内に複数整備することも望まれる。
- ・災害が発生したとき、住民に対しサービス(各種申請)の窓口となるのは一義的には市町村である。県の役割としては国や市町村との連絡を密にとり、早期に県としての復興支援策を決定した上で、市町村へのサポートを行うことが重要。政府の対応や災害現場に動きがあった場合、速やかに市町村へ情報提供するネットワークを県と市町村が協力して構築しておくことが必要であると思う。
- ・群馬県内で大規模災害が起きた場合でも、特に小規模な町村では必要業務をこなすのに人員不足になることが考えられる。女川町には県の地域機関から県税部門の職員が業務支援のため派遣されていた。本県においても、有事の際に、地域機関からの市町村へどれだけの職員を派遣するのか等、市町村への支援体制をあらかじめ決めておき、職員同士の交流も日頃から図っておくと良いのではないかと。
- ・宮城県では各市町毎に義援金、被災者再建支援金等の配布事務（システム導入）が行われていた。県が一括してシステム導入やマニュアル整備等を行うことで、一義的な窓口となる市町村職員の負担軽減に貢献するとともに支援制度運用における市町村間での対応の違い等が生じるのを防ぐことにもつながると思う。
- ・住民支援の最前線の市町村には各種支援のための直接の予算や権限がなく、それが

対応の遅れ等につながっている様子であった。緊急時には住民に直結する現場に裁量を持たせることが必要であり、県としては如何に柔軟に管内市町村と連携できるかが重要であると感じた。

- ・現場のニーズは時間の経過とともに変化しており、定期的に地元の要望を聞く場の設定と、要望事項の積極的な調整が必要と感じた。真に支援を行うのであれば、おどろきな調整ではなく、県としてイニシアティブを発揮するよう心がけるべきであると感じた。
- ・拾得物の整理の際、鞆や財布などの中身が抜かれているものが、多数見受けられた。外部から窃盗目的の集団が入り込んでいた（いる）との話も聞かれ、どんな悲惨な状況下でも、犯罪対策は欠かせないと思った。
- ・他自治体からの派遣職員を受け入れる際は、派遣職員にどのような役割や業務を担ってもらうのかあらかじめ明確にしておくとともに、受入側で用意した業務マニュアル等があると派遣職員が不安なく支援に加わることができると思う。
- ・被災者にとって必要な支援や物資は時間の経過とともに刻々と変化する。女川町における支援内容等の推移等を参考に、時間経過とともにどのような支援や物資が必要になるのか、あらかじめ想定しておく必要があると思う。
- ・被災地ではマンパワーが絶対的に不足するため、現地において物資の細かな仕分け等を行うことは困難。本県が支援を受ける立場になった場合には支援をしてくれる相手方になるべく細かく仕分けたものを提供してもらえよう要請する必要がある。
- ・支援物資の保管場所や保管方法（衣食住に分けて保管する等）、管理の方法（それぞれの物資ごとに責任者を配置して物資の数量等を把握する）等をあらかじめ想定しておくことで物資の受入れや被災者への供給が効率的に行えると思う。
- ・避難場所への物資の支給が固定的になっている様子であった。災害発生当初の混乱期を過ぎたら、支給対象者のニーズをある程度細かく把握し、それに基づき臨機応変に支給した方がよいと感じた。（例：高齢者用と一般用と二つに分けて食物を支給する等）
- ・大規模災害時には、支援金関係や仮設住宅等の被災者の生活に直結する業務や、上下水道関係やガレキ撤去、道路整備等の生活環境復旧業務のように緊急性や優先度の高い業務への重点的な人員配置が必要。また、時間の経過に伴いピークを迎える業務は変遷していくことから、各業務量のピークに応じた柔軟な人員配置についても配慮すべきであると思う。
- ・被災直後は飲料水の確保が大変だったとのこと。本県においても上水道が寸断した場合の飲み水の供給方法等をあらかじめ想定し、住民に周知しておく必要がある。
- ・被災地では自衛隊の支援が本格化するまでの3日間、役場職員がほとんど飲まず食わずで現場対応したとのことであった。備蓄食糧等は1カ所に集中させることなく、一定程度の分散化が必要であると感じた。

福島県福島市

(1) 被害状況（福島市防災対策本部発表）

（平成23年7月31日現在）

区 分		人数・件数	
人的被害	死 亡 者	3 人	
	行方不明者	0 人	
	負傷者（重傷）	2 人	
	負傷者（軽傷）	15 人	
	小 計	20 人	
住宅等被害	住家被害	全 壊	166 件
		半 壊	224 件
		大規模半壊 そ の 他	1,798 件
	小 計	2,188 件	
	損 壊	3,371 件	
	非住家被害	1,288 件	
その他工作物	1,373 件		

市 施 設 被 害	建物被害	損 壊	292 件
	その他工作物		37 件
	道路その他	法 面 崩 壊	31 件
		擁 壁 崩 壊	21 件
		路 面 陥 没	608 件
		落 石	13 件
		倒 木	11 件
		電 柱 倒 壊	2 件
		冠 水	4 件
		橋 梁 破 損	17 件
		そ の 他	668 件
小 計	1,375 件		

(2) 派遣業務の概要

① 福島市内に設置されている避難所の運営支援（第1班～第20班）

【派遣期間】

平成23年4月4日～8月26日（土日・祝日含む）

【活動内容】

食事の配膳や入退所管理、支援物資受入等の避難所運営業務を実施。
職員は交代で避難所での泊まり込み勤務を実施

【派遣場所】※

第1班：福島高校、福島西高校、福島南高校、福島北高校、福島工業高校
福島明成高校、福島大学、北信学習センター、あづま総合運動公園

第2班：福島大学、自治総合研修センター、あづま総合運動公園

第3班以降：あづま総合運動公園

② 福島県災害対策本部生活再建支援チームの行政事務支援（第6班～第16班）

【派遣期間】

平成23年5月13日～7月29日（土日・祝日含む）

【活動内容】

生活再建支援チームは被災者生活再建支援金支給申請書の審査業務等に従事。

【派遣場所】

福島県災害対策本部生活再建支援チーム執務室（福島県自治会館内）

【派遣人員計】上記①、②の合計 20班集体（1班概ね9日間）県職員148名

(3) 派遣先での活動状況・体験談 ～被災地支援を振り返って～

- ・ 関西広域連合の支援先自治体を固定した「カウンターパート方式」は、関東圏でも取り入れる必要があると思う。今回のように複数の自治体を支援する場合、1対多の広範囲への支援ではなく、役割分担を決め（支援先自治体をあらかじめ決めておく）、1対1の効率よい支援を行うことが重要。
- ・ 守秘義務等に関わる公的業務等についてはボランティアでは対応できないため行政職員の派遣は不可欠。被災自治体の行政職員は様々な課題を抱えて多忙な状況であり、事務的な部分を派遣職員が支援し現地の自治体職員の負担を軽減することで被災自治体職員が被災者からの相談等に対応するためのゆとりができると思う。
- ・ 福島県災害対策本部の生活再建支援チームの職員は日中問い合わせなどの電話対応に追われ、時間外に事務ワークをしている様子であり、膨大な申請書類の迅速な処理が要求される中で多少なりとも福島県職員の負担を軽減し事務処理を早める点において、行政職員の派遣は有効であったと思う。
- ・ 派遣職員の班編成については、主事～主幹～係長等、バランス良く構成することで速やかな状況判断、処理、班員の取りまとめなど、効率的な班運営と支援が可能になる。
- ・ 派遣職員に対しては、派遣前において派遣先の状況や持参する物品等についての十

分な情報提供が必要。また、派遣される職員自身も派遣先周辺の地名等、あらかじめ予備知識を蓄えておくことで被災者とのやりとりもスムーズに行えると思う。

- ・派遣職員の前班との引き継ぎを充実させて効率的な支援を行うため、2班の派遣期間が一定期間重複するよう派遣計画を立てることも検討が必要であると思う。
- ・同一人の派遣期間は7日程度であるため、業務内容を分かりやすく資料化して後陣に引き継ぎ、振り返りを容易にしておくことは業務の円滑化や能率を高めるために有効。
- ・女性避難者への対応等、避難所支援における女性職員のニーズは比較的多い。避難所での安全性の確保や勤務シフトにおける配慮等を確認した上で派遣について検討することが必要であると思う。
- ・今回の災害の場合では例えば派遣職員に放射線の線量計を携行させる等、災害の態様に応じた派遣職員の健康管理上の配慮も必要であると思う。
- ・被災地でのニーズや現地での支援の実情等、派遣職員からタイムリーに発信するシステムが必要。被災地の実情やニーズ等、正確な現場の情報をタイムリーに把握することが、効率的な被災地支援に不可欠。
- ・衣料品のような種類や数量が多い物資については現地での仕分け作業は容易ではないため搬送前の正確なニーズの把握と適切な仕分けが重要。他品目少数ではなく単一品目であっても正確な仕分けが行われている物資の方が受取側にとって負担が少ない場合もあると思う。
- ・発災からの時間経過に伴い、行政職員による支援の内容（業務内容、派遣先、ボランティアとの役割分担等）も逐一再考し、変更していく必要がある。

(4) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

①県内における防災・緊急時体制の整備について

- ・県内における避難所となり得る施設及びその収容可能人数等の把握をし、有事の際には迅速に対応できるような体制づくりが必要。また、有事の対応マニュアルを整備するだけでなく実際に行動（訓練）しておくことが必要。
- ・県として分野別の縦系列で支援するのではなく、部局横断的な横のネットワークが非常に重要だと思った。
- ・大規模災害発生時に備えて、隣接県との間で行政区を越えた相互支援体制をしっかりと整えておく必要がある。また、他県隣接の日本赤十字支部同士での交流や市町村単位の姉妹都市等の活動や交流を深め相互支援を図っていくことも必要。
- ・広範囲に情報を伝達できる屋外防災放送施設や避難所への無線機の設置等、通常の通信手段が使用できない状況での情報通信機器の備えも検討する必要がある。
- ・他県から応援職員が派遣された際の県職員と応援職員との役割分担をあらかじめ想定し、協力県と共通認識を持っておくことも必要。
- ・大規模災害対応時には関連部署同士の迅速な連携や情報共有が求められるため、可能ならば同一フロアで業務を行うのが好ましいと思う。そうした場合、災害対策本部の設置には、かなりの事務スペースが必要となるため、災害に備えて予め災害対策本部の事務スペースの確保対策をしておくことが必要であると思う。
- ・被災者生活再建支援金支給事務のように、膨大な書類を迅速に処理しなければならない事務については、現地自治体職員と他県等からの派遣職員、あるいは臨時職員がそれぞれ事務処理上どのような役割を担うのか、あらかじめ想定をしておいたほうがよいと思う。事務処理の過程に複数の自治体（県と市町村等）が関わる場合には、事前に連携の協定等を結んでおくこと等も考えられる。
- ・支援金の支給事務のように一刻を争う業務であっても、長い目で見て事務処理手順をシステム化、マニュアル化することで効率的な処理をできる体制を整えることが重要であると思う。福島県の例などを参考にして事務処理手順をあらかじめ想定しておくことで効率的な事務処理ができると思う。
- ・現地の災害対策本部の職員は各所属に籍をおいた状態で配属されており、元所属においても定数割れの状態で通常業務をこなしている状態。災害対応が長期にわたる場合には、災害対策本部で直接被災者支援に当たる職員はさることながら、元所属の職員も含めて全庁的に職員の健康管理に留意する必要があると思う。

②避難所の設置・運営について

- ・以下のような項目を盛り込んだ避難所運営マニュアルをあらかじめ作成しておくべき。
 - a 避難所運営上、必要となる対応事項の把握
 - b バッジによる入所者の識別管理（盗難等のトラブル防止）
 - c 面会希望者の受付（入所者本人を呼び出してから入場を許可）
 - d 「お食事カード」チェックによる食事ほか支援物資の配布（公平性の確保）
 - e 転送される郵便物の取次ぎ方法（配達の周知、本人確認）
 - f 取材対応（プライバシーへの配慮）
 - g 風呂の運用（洗い湯と浸かり湯と用途により2槽を分けて使用）
 - h 居住スペースの管理
 - j 交代業務のシフト管理
- ・避難所の運営責任者を明確にすること、あるいは行政と外郭団体等、複数の主体が関わる場合には役割分担をあらかじめ決めておくことが重要。責任の所在の明確化と指揮命令系統の一本化により円滑な避難所運営が可能になる。
- ・大規模な避難所では、避難者への正しい情報（食事、医療、災害情報等）の提供と可能な限り平等な対応を心掛けることが必要。また、市町村の職員が避難所へ常駐、あるいは頻繁に訪れる体制が取られていることが好ましい。
- ・避難所を設置する市町村の民間等における支援能力（食料供給・輸送等）を踏まえ、官と民（避難所入所者等）協働による運営を考え、マニュアル化しておく必要がある。
- ・夏の暑さ対策や衛生面の対策（食中毒の防止等）、冬の寒さ対策や感染症等の蔓延防止策など、季節に応じた避難所運営の課題についてもあらかじめ想定し、対処方針を定めておく必要がある。
- ・小規模な避難所では物資が不足する一方、大規模な避難所では物資が余る等、避難所間での支援のアンバランスが生じていた様子であり、避難所間の情報共有や連携も重要であると感じた。
- ・避難所において物資の保管や仕分けを行うのは避難所運営スタッフの負担が大きい。配送センターのようなものを設けて専任のスタッフが一括管理を行い、必要に応じて避難所へ配送するようなシステムが必要であると思う。また、物資の需要と供給のミスマッチも見られたため、タイムリーなニーズ把握と正確な在庫管理が重要であると感じた。
- ・プライバシーや防犯、雑音等の問題を考慮すると、当初から可能な限り体育館等ではなく宿泊設備のある宿舎で避難者の受入れを行うのが望ましい。やむを得ず体育館のような公共施設を避難所とする場合には、避難者が居住している期間は一般利用を完全に停止するなど、前述の課題を踏まえた配慮が不可欠。
- ・避難所には子どもや高齢者等もいることから、食事の栄養バランスへの配慮も必要。栄養補助剤の備蓄・提供も検討するべきだと思う。
- ・避難所では、夜泣きをする小さな子供連れの家族や、介護が必要な高齢者などの専用スペースの設置等、空間的な配慮と柔軟な施設運営が必要。
- ・避難の長期化に伴うストレス対策として娯楽やイベント等の企画やカウンセラーなど専門家による相談などが必要。
- ・開設当初の混乱期を過ぎたら避難者にも避難所の運営上の役割（掃除や炊き出し等）を持たせることが必要。役割を与えることでストレス解消や健康の維持向上、いきがいや自立心の創出にもつながり、避難所から出た後の自立生活にスムーズに移行できると思う。緊急雇用制度等を活用して避難者を雇用し、避難所の運営業務に従事してもらう等の手法も有効であると思う。
- ・避難者が自立するためには雇用の問題、さらには二次避難後の物的・金銭的支援の問題など解決すべき課題が多くある。行政が入所者の一人一人と面談し、今後の生活設計について相談に応じる等、自立へ向けて長期的な見通しを立てさせる必要があると思う。

2 県民ボランティア派遣随行

(1) 派遣の状況

東日本大震災への県民ボランティア派遣に係る現地での連絡・調整

【随行期間】

第1期 平成23年4月20日～4月28日（4班 1班当たり20人・2泊3日）

第2期 平成23年5月9日～5月17日（4班 1班当たり20人・2泊3日）

【随行人員】

合計8班 県職員 延べ11人（県民ボランティア派遣数 延べ160人）

【活動内容】

災害ボランティアセンター（現地コーディネーター）との連絡・調整

県で用意したヘルメット、ベスト、スコップなど活動資材の貸与、管理

ボランティアの健康管理、不測の事態への対応、県への定期報告等

【随行先】

宮城県石巻市

(2) 派遣先での活動状況・体験談 ～被災地支援を振り返って～

①活動現場の状況

- ・今回、活動を行った石巻市大街道付近は、海岸から少し入った場所にあり、比較的建物が残る土地ではあったが、津波により多くの家が1階部分を激しく損壊した痕跡が見られた。
- ・道路脇には土のうやがれきの山、塀に乗り上げた車などがあり、また、ヘドロの堆積もひどく、様々なものが混ざった悪臭が漂うなど悲惨な状況であった。

②活動内容

- ・活動内容は、被災現場における個人宅や側溝などのヘドロのかき出し・土のう詰め・運び出し、家財道具やパルプ・飼料等漂流物の片付け、がれきの撤去等を行うものであった。
- ・実際の指揮・命令・活動系統は、先ず、現地の状況と活動ニーズを把握している「ボランティア・コーディネーター」の案内・指導があり、その下で、各現場に県民ボランティアが入り、予め県で指定した「ボランティア・リーダー」が指揮統括して作業を行うというものであった。
- ・作業内容は、民家からヘドロのかき出しや、がれき等の搬出など、かなりの重労働であった。女性のボランティアの方たちも何名もいたが、力仕事にも積極的に参加していた。また、日中はヘドロが乾いて粉塵が舞い上がり、また長靴にヤッケあるいは合羽、ゴーグル、帽子などを身につけての作業をよぎなくされた。
- ・ボランティアの皆さんはかなり疲れた様子だったが、とても明るく、地元の方とも会話をしていた。

③感想

- ・地震発生後1か月強の段階での現地入りだったが、現地の災害ボランティアセンターが相当混乱しており、バスの置き場の確保、ボランティアセンター内の状況把握、活動現場までのルート把握、コーディネーターとの合流から作業内容の指示など、作業が軌道に乗るまでに時間や手間がかかった。
- ・石巻のセンターについて、情報が交錯している感があった。複数の系統から異なる指示があって、対応に苦慮した。本県で同様な事象が発生した時は、指示系統を統一すべきだ。
- ・随行職員1人では、臨機応変な判断が難しい場面もあった。2人1組の派遣の方がよかったのではないかと思う。
- ・ボランティアの安全管理が徹底できなかった。ガラスの破片が散らばっている現場で、注意をしても、危険な作業は慣れていると、肌を露出した状態で作業をした方がいた。
また、マスクの着用呼びかけても、嫌いだからと着用しないボランティアも意外と多かった。
- ・石巻市民の方たちは、ボランティアの皆さんを暖かく迎えてくれていた。道ですれ違う市民の方が、ボランティアと分かると「ありがとうございます。」と言ってあ

いさつをしてくださったことには、とても心が温まる思いがした。

- ・ボランティアの方々は、本当に前向きで、エネルギーに満ちあふれていると感じた。災害ボランティアに限らず、各分野でボランティアの方々の活躍が、行政を支えているのだと思う。
- ・ボランティア参加者から滞在日数が短い（作業時間が少ない）という意見があった。もう少し長い期間設定があってもよいと思う。
- ・現地コーディネーターとの信頼関係継続も、ボランティア活動の重要な要素であるので、現地に長期滞在できる職員が一人でもいるとよかった。

（３）意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

- ・活動のためには、その前提となる情報（現地の状況と活動ニーズの把握、調整）が必要であり、これを円滑に取り仕切れる「ボランティア・コーディネーター」の存在が不可欠である。
また、過酷な状況下における危険を伴う作業実施には、それに必要な知識・経験（工具の使用、機械の操作、危険作業〔瓦礫の解体、撤去など〕の方法など）を持ち、現場の状況に応じた作業方針や役割分担など中心となって全体を取り仕切ることができる「ボランティア・リーダー」の存在も不可欠であることを実感した。
従って、平常時から、その人材の把握や養成に努め、災害が発生した際、即時に動ける体制を構築しておく必要がある。
- ・緊急時であり、万全の体制で迎えることは困難であるが、日頃から一定のシミュレーションはしておき、我々が迎える側になった際は、できるだけ初動の混乱を避ける努力をしておく必要がある。
- ・現地の状況は常に変化している。最新の情報（被害状況のほか衣食住に関する情報など）の提供は重要である。
- ・今後の災害対策に際しては、ボランティアの方たちに如何にその力をスムーズに発揮してもらえるかが肝要であり、そのためにどのように行政内及び現地の情報を整理し、適時にどこに向けて発信していくのかが、ボランティア活動を円滑に推進する鍵の一つであると思う。
- ・ボランティア活動にあたっては、現地でリーダー的な役割を担える方がいると活動がスムーズであると実感した。
- ・災害発生時は、ボランティアの方々も現地に入りたくても、個人活動では交通規制や交通手段の確保等で苦勞されるようだ。その辺を行政でカバーする必要があると思う。

3 災害時多言語情報センター設置・運営支援

（１）派遣の状況

- 【派遣期間】 平成 23 年 3 月 17 日～ 19 日
- 【派遣人員】 1 名
- 【活動内容】 災害時多言語情報センター設置・運営支援
- 【派遣先】 茨城県国際交流協会

（２）派遣での活動状況

- ・東日本大震災で被害を受けた茨城県がNPO法人多文化共生マネージャー協議会と連携して茨城県国際交流協会内に立ち上げた災害時多言語支援センター茨城の運営に関して茨城県国際課からの支援要請を受け群馬県から県職員1名、他2名（県観光国際協会職員、群馬大学教官）が参加した。
- ・茨城県国際課で現状について簡単なブリーフィングを受ける。情報が入ってこなくて困っているとのこと。市内のコンビニやスーパーには食品、物資はなく、ガソリンスタンドも見えない限りすべて休業中。
- ・茨城県国際交流協会にて、センター設置準備開始。早々に至急の翻訳の依頼があり、PCや無線LANの設置、遠隔通訳システムの設定等事務所の体制を作りながら、関東甲地区の国際交流協会等へ翻訳の発注を行う。その後も、翻訳の依頼が続き、各県の

国際交流協会等に翻訳を依頼した。

- ・ベトナムやインドネシア等少数言語の翻訳の依頼が困難であった。
- ・主な翻訳原稿－放射能関係、NTT関係、茨城県国際交流協会が行う3月18日から3月25日まで行う多言語相談会の案内、日立市等各自自治体からのお知らせ等の翻訳。
- ・依頼済みの翻訳の進捗状況確認。茨城県国際交流協会の相談員がガソリン不足で協会の相談開始時間に間に合わず、遠隔通訳システムを活用し群馬県のポルトガル語通訳が対応した。
- ・茨城県国際課にも、被害が多かった茨城県北の情報が入ってこなく、また、TV等でも東北のニュースが中心で茨城の情報はない。今回は被害地域が広すぎるため、巡回の体制がとれないこと、ガソリンがなく移動手段がないこと等により、避難所巡回行わず、県から発表される生活情報、交通情報、断水情報、等を幅広く入手、外国人住民に必要な情報を選択し、わかりやすい日本語化を行う等、情報提供支援を中心とした支援を行った。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

- ・情報弱者（外国人）対策として考えると、引き続き余震や物資の不足、情報の錯綜等不安をあおる要因が多く、適切な情報の提供の重要性や相談窓口の充実（市町村支援を含む）が確認できた。また、新潟中越等での経験から災害時多言語支援センターは避難所巡回が中心であったが、今回のような広域災害での初期対応としては、市町村等の翻訳支援、適切な情報提供が重要であった。
- ・北関東圏では災害時の広域連携事業を実施しており、お互いに顔が見える関係の構築が緊急時に役立った。災害発生時は、地元も被災地になる可能性が高いため、他地域からの支援で対応することが必要となる。広域連携の多言語情報センター設置運営については、広域圏におけるコーディネーター養成を含め、訓練済みであったこと、県、県国際交流協会、市町村国際交流協会の災害時におけるネットワーク対応がとれたこと等により、外国人（＝情報弱者）対策としての一定の機能は果たせたと思われる。
- ・今回の災害で改めて指摘された災害時要援護者（情報弱者等）対策は、実際にターゲットを絞った避難所訓練等が必要であり、その中から様々な課題や対応が見え、行政としての必要な対応も準備できる。

4 文化財レスキュー（学芸員）

(1) 派遣の状況

①石巻市牡鹿町ホエールランド等

【派遣期間】 平成23年6月29日～7月1日

【派遣人員】 1名

【活動内容】 文化財等レスキュー（日本博物館協会による）

民俗資料・骨格標本・液浸標本等の移送・洗浄。

【派遣先】 石巻市牡鹿町ホエールランド、石巻市牡鹿町鮎川民俗資料収蔵庫、
慶長使節船ミュージアム（いずれも宮城県）

②陸前高田市立博物館等

【派遣期間】 平成23年10月4日（火）～7日（金）

【派遣人員】 1名

【活動内容】 陸前高田市立博物館地質標本救済事業（第二次）

同館が収蔵していた化石・岩石等の地質系標本の洗浄と整理。

【派遣先】 陸前高田市立博物館・海と貝のミュージアム仮収蔵施設
（旧陸前高田市立生出小学校／岩手県）

③宮城県気仙沼市唐桑漁村センター

【派遣期間】 平成24年1月18日～1月20日

【派遣人員】 1名

【活動内容】 文化財等レスキュー（日本博物館協会による）

収蔵・展示されていた漁具類、ホルマリン標本類などの救出。

【派遣先】 気仙沼市唐桑漁村センター（宮城県）

（２）派遣先での活動状況，体験談 ～被災地支援を振り返って～

①石巻市牡鹿町ホエールランド等

今回主にレスキュー活動を行ったのは牡鹿半島の先端近くに位置する牡鹿ホエールランドである。目の前には鮎川港があり、地震とそれに続く津波によって甚大な被害を被った。館内は、復旧活動によってほとんどのがれきは撤去されているものの、窓ガラスが割れた館内には、骨組みだけになった天井から照明器具が垂れ下がり、壁には水位を表す汚れが残っているなど、当時のすさまじい様子がうかがえた。2階展示室に残された標本などの梱包・運搬作業を行い、その後は奥の展示室にある骨格標本・液浸標本の回収を試みた。天井から吊された何体ものクジラ類の全身骨格標本は、幸い大きな損傷を受けていないようだったが、骨格のあちこちには津波の際のゴミが引っかかったまま残されており、津波にのみ込まれたことがわかる。

ホエールランドでのレスキュー活動後には、同じ鮎川地区にある石巻市牡鹿町鮎川民俗資料収蔵庫の民俗資料の移送及び洗浄作業を行った。作業では津波で砂に埋もれた状態となっていた民具を仮置き場へと移し、記録・洗浄作業を実施した。



②陸前高田市立博物館等

参加者は3つの班に分かれ、館のスタッフや自衛隊などが博物館から回収し、仮収蔵施設に運び出した津波の土砂や瓦礫が混入した収蔵用コンテナの中に埋もれている化石等の地質標本を、消毒・洗浄し、さらに乾燥させ、新しいコンテナに移した。ラベル等の付帯情報も消毒・洗浄後標本と一緒に保存するか、それができないものはできるだけ読み取って別の紙に転記した。新しいコンテナに移した標本は、次段階の整理のためにコンテナごとに内容物を記録した。

作業途中で時間を作って視察に赴いた市街地は悲惨なもので、そこにあるべき建物がほとんど無く、わずかに残った大型の建築物、そして瓦礫や破壊された車の山しか無かった。それは、かつて訪れたことがある陸前高田の姿とは全く違っていた。当時訪れた博物館と海と貝のミュージアムも航空写真等では建物だけは無事に見えたが、外壁には多くの擦り傷が残り、内部は津波によって無残に破壊され、天井にも流されて引っかかった衣類などが残ったままであった。市民体育館、市役所では消毒薬の臭いが立ちこめていた。設けられた祭壇や生存者無しを示す赤いスプレーで書かれた×印と共に、そこで多くの方が亡くなられたことを物語っていたことが心に焼き付いている。



旧陸前高田市立生出小学校での標本の洗浄

③宮城県気仙沼市唐桑漁村センター

宮城県教育委員会、東北歴史博物館（県立／多賀城市）、仙台市科学館を中心に、公立博物館や大学教員等で作業にあたった。

漁村センターは、津波による浸水は免れたものの、強震で展示物の多くが破損していた。室内には、昭和初期に使われていた漁具や古民具の他、近海や遠洋漁業で獲られた魚類や各種生物のホルマリン標本など、地元の方々が寄贈した貴重な資料400点ほどがあった。これらのホルマリン標本は、水産学者の末広恭雄の指導で収集され、その後旧唐桑中学校改築時に移管されたもので、民具はセンター設立時に収集されたものとのことである。人によっては、古びた道具や、色褪せ乾燥してしまった魚介類など、一見価値の無いものに見える。しかし、これらの資料や標本は、漁業の町のかげがえのない記憶そのものなのだといえる。

資料を運び出して梱包し、保管場所（旧月立中学校校舎）に搬送することを繰り返した。搬送には、奈良文化財研究所の美術品専門搬送車（高松塚古墳の石壁運搬用）が使われた。ホルマリン標本は多くが割れ、資料がむき出しとなっていたが、無事だったものは、溶液を補充するなどして梱包し、保管場所へ搬出した。壊れている標本は、資料を瓶中から取り出し、梱包して修復を行う仙台市科学館へ運んだ。

今回のレスキュー活動で回収された資料は、今後、地元の方々の手で資料がどのような状態になっているか、破損状況などが調べられ、破損しているものについては修復され、保存される。また、仙台市科学館に搬入されたホルマリン標本は、修復後、地元に戻される。

「作業には人手と専門知識が必要。助かりました」と、地元の担当者の方。そして「暖かくなったら、またお仲間をつれていらしてください。わたしら、がんばってるから。まだまだたくさん仕事あるから」とは、お世話になった民宿のお母さんの別れ際の言葉。専門職として派遣され、3日間という短期間ながら、作業をする中で、最善を尽くしているか、もっとできることは？と常に自問していた。センターに隣接した体育館では、ボランティアの方々が、津波の拾得物を洗浄・整理し、思い出の品が、持ち主に戻るよう、作業をなさっていた。「海が、ここまでくるとは思わなかった。怖かった。自分が生きている間に、こんなことがあるなんて」とは、民宿のお父さんの言葉。今まで経験したことのない高さの津波を発生させた大震災は、地域と人の心に大きな爪痕を残している。それでも、この地では、少しずつではあるが復興にむけた作業が確実に進んでいる。

（3）意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

○全国レベル・県内レベルでの博物館同士の連携・協力体制（ネットワーク）構築

津波で多くの関係者が亡くなられたため、陸前高田市立博物館等の標本救済事業は、事前に存在した県内学芸員のネットワークを元に、生き残った博物館関係者と地震被害が軽微だった岩手県立博物館や一関市立博物館を中心に、関係分野の学会や団体が標本等の救済作業を行っている。こうした体制づくりは本県でも重要だと考えられる。

また今回の様な大規模災害となると地元博物館の学芸員だけでは標本資料の救出やその管理運営を行うには人手が不足している。そこで、比較的近い地域（今回ならば東日本）にある博物館から学芸員を公的に派遣できる体制づくりが必要だと考えられる。館同士というよりも都道府県同士などで何らかの協定が存在すると良いと考えられる。西日本では、公的なものではないが大阪市立自然史博物館を中心に「西日本自然系博物館ネットワーク」がある。各施設での活動や情報が共有化され、今回のレスキュー事業でも、その力を発揮した。

○博物館資料／文化財等のデータベース化の推進

今回津波によって収蔵標本や展示を含む館設備の破壊と流失を被っただけではなく、館内に保管されていた登録済資料の台帳が流失したり、あるいはデータ登録していたコンピュータが破損・損失してしまった。これによって、せっかく救出した標本・資料の照合も今後多大な時間を要することが、関係者の間で予想されている。資料台帳やデータベースのバックアップを館外でも保管し、万が一の時に参照できるようなシステム作りの検討が必要だと考えられる。

さらに、大規模な公的機関の他に、今回レスキューを行った漁村センターのような小規模な郷土館の施設や、文化財指定された個人宅等、貴重な資料を収蔵しているところも数多くあるので、万が一に備えてデータベース化しておくことが求められる。

○展示を含む博物館施設の耐震対応の推進

宮城県内のレスキュー活動の中心的な役割を果たしている東北歴史博物館は、今回の震災で被災した。耐震化の対応がなされていなかったため、収蔵スペースの棚が倒れるなどして、貴重な文化財資料が200点以上破損した。

仙台市科学館も同様で、多くの展示物が破損し、建物自体のダメージも大きく、現在それらの修復工事が行われている。固定されていない資料は、揺れとともに激しく動き、危険な状態だったという。

○被災時における文化財等のレスキュー対応体制の確立

文化財レスキュー活動での資料や標本の取り扱いについては、必ずしもその分野の専門家が必要というわけではないが、その資料や標本の分野になじみがない時には、「作業指示があれば、学芸員としてそれなりの措置はできるが、作業指示の方針を出すこと

ができるのは専門家でない」という点で参加者の意見が一致した。被災した資料や標本に適切なレスキュー活動を行うには、広域での連携などに関して検討を行い、各分野での迅速な対応・連携を行えるような体制作りが必要である。

○県内各地の放射線量、火山等の自然災害要素の継続的なモニタリングとその公表

現地では、地震と津波被害について、専門家などによって丁寧な聞き取り調査が行われている。「なにが」「どこで」「どのように」起きたのか、という情報は、大震災の記録となるとともに、今後の対策を講じる上での基礎情報となる。

海の無い本県で津波被害を想定する必要性はほとんど無いが、地震や火山噴火といった自然災害と放射能による環境汚染は想定すべきものだといえる。未来を担う子供達の未来を守るためにも、これらの詳細かつ長期的なモニタリングを継続して実施して記録を残し、実態を把握すると共に、必要に応じて適切な対策を講じることが求められる。

(4) その他

今回、宮城県内でレスキューされた資料は、修復・一時保管などのために仙台市内など各地へ移送されている。レスキュー作業中には、「しばらく見られなくなるから、移送される前にもう一度見ておこうと思った」と近くの避難所に避難されている方が訪れてこられ、お話をする機会があった。今回のレスキューの対象となった資料は、単なる資料ではなく、例えばホエールランドの捕鯨用具にしても、唐桑漁村センターの各種の漁具にしても、そしてその他の民具にしても、地元の方々のこれまでの長い生活の歴史が詰まったものであり、地元の人々にとっては特別な意味を持っているといえる。さらにそうした歴史を育んだのはそれぞれの地域の自然であり、様々な自然系標本はそうした自然の歴史や多様性の証拠物件である。

群馬県でもそれは同じで、当館を含む県内各地の博物館や資料館に保管されている資料は、それが自然系標本であるか歴史・民俗系資料であるかを問わず、それらの地域における宝であり、過去から現在までの自然、もしくは人々の歴史の変遷を物語る証拠である。さらにそれらは人類全体の宝でもあることから、私たちにはそれらを守り、次世代へ継承していく義務がある。

文化財レスキュー活動は、直接には生活や経済などの復興と直接結びつかないかもしれない。しかし、文化財抜きの復興も恐らくあり得ないと思われる。陸前高田で唯一生き残った学芸員・熊谷賢さんの言葉を最後に紹介したい。

「文化財の残らない復興は本当の復興ではない」

5 被災者の健康相談等支援（保健師）

(1) 派遣の状況

- 【派遣期間】 平成23年3月18日～5月29日 7月1日～8月22日
- 【派遣人員】 62人 1チーム保健師2人で4泊5日で活動した。
市町村保健師1と県保健師1でチームを組んだ。
- 【活動内容】 被災者の健康相談等
- 【派遣先】 宮城県 福島県
- 【送迎】 県職員延べ70人が公用車の運転を行い、保健師を送迎した。

(2) 派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

①派遣初期の活動状況（宮城県仙台市宮城野区・宮城県塩釜市）

- ・乳幼児から高齢者、障害者まであらゆる人々が、避難所（体育館）におり、発達障害のこどもを抱えるご家族や介護の必要性が高い人なども一緒のスペースにいた。
- ・個別の健康相談に加え、障害者や寝たきり高齢者など、避難所で生活するのに困難な人々への対応に追われた。
- ・兵庫県こころのケアチームと連携して精神的な支援が必要な人達への対応や避難所である小学校の校長先生や養護教諭、ボランティアとも連携して感染症対策に取り組んだ。

- ・保健師と明記されたベストを着用していたので、声をかけられることが多く、あらゆる相談に応じた。
- ・地元の保健師は明らかに疲れがピークを越えている様子だった。
- ・受入れ先の保健師もまた被災者であること、現地の了解を得て主体的に行動することを念頭に、次の群馬チームへのオリエンテーションは自分達でやり、地元の職員に負担をかけないように心がけ活動した。



②派遣中期から後期の活動状況（福島県南相馬市）

- ・沿岸部は、津波で田畑に転覆した船や柱と屋根だけの老健施設等がそのままだった。
- ・原発から30km以内は放射能汚染で学校は閉鎖されグラウンドには雑草が茂っていた。
- ・地震被害は、比較的少なく屋根の瓦にビニールシートをかぶせた状態が見られた。地震と津波による被害のほか、原発事故による放射能汚染という3重の複合被害地域だった。
- ・仮設住宅に併設された集会所で孤立化防止のためのサロン運営活動支援を行った。
- ・サロン活動（社協主催）では血圧測定、健康相談などを実施後、自己紹介、その後レクリエーションを行った。
- ・仮設住宅入居者へ訪問しながら、健康調査票を回収し、健康情報の確認、健康上の問題点の確認、困っていることの確認等をした。その調査で継続支援が必要と判断した人の支援計画表作成を行った。
- ・仮設住宅では、入居者が横になっていて動きがなく様子が変わったので、救急車を呼び、病院に搬送したところ、入院となった事例もあった。仮設住宅の訪問は重要と実感した。
- ・宮城県との県境近くに設置したマンモス仮設住宅は、4市町村が広域で建設し、4市町村の被災者が混在して住んでいた。土地のない自治体に隣接市が土地を提供し共同運営しており、困った時はお互い様で協力し自治体連携が良いと思った。
- ・しかし、山沿いで高齢者には買い物や通院が不便という声があり、移動手段などを調査して今後の対応を検討するという事だった。
- ・個人積算線量計の貸し出し申請書の郵送作業を行った。

南相馬市が18才未満の子ども全員と妊婦約7,500人に対して個人積算線量計（ガラスバッジ）の申込書を郵送し、希望者に貸出し、回収した機器を専門業者が測定値を算出し、測定結果を後日郵送で報告する事業。（3ヶ月毎、年2回繰返す）

これは、放射線被曝への不安に対応する、市独自のあらたな対策。



（3）意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

- ・保健活動を行うにあたって、様々な医療関係支援チームとの連携や調整が重要となる。
- ・有効な連携調整を行うため、情報を共有する場が必要で、支援者が定期的集まるカンファレンスは重要となる。
- ・被災地において支援者を受け入れる体制整備を行うため、平時から役割分担を明確にしておく必要がある。
（支援者のオリエンテーションやカンファレンスの持ち方、必要物品の用意など）
- ・被災初期では、健康支援の拠点となる事務所には要となる職員を常時残しておく必要がある。

- ・災害発生は予想できるものではなく、いつ発生しても、行政は地域の住民を守るという責務があり、被災者の状況に応じた適切な支援が行える体制を、平時から整えておく必要がある。

6 被災者の栄養・食生活相談等支援（管理栄養士）

（1）派遣の状況

【派遣期間】

保健師派遣期間の平成23年7月1日（金）～8月22日（日）のうち、次の期間の派遣チームに加わった。

- ① 7月1日（金）～5日（火） ② 7月9日（土）～13日（水）
- ③ 7月17日（日）～21日（木） ④ 7月21日（木）～25日（月）
- ⑤ 8月2日（火）～6日（土） ⑥ 8月10日（水）～14日（日）

【派遣人員】 6人

各チームに県庁または保健福祉事務所の管理栄養士が1人

【活動内容】

- ・仮設住宅入居世帯調査票の回収及び栄養・食生活相談
- ・仮設住宅入居者への訪問活動：要支援者への栄養・食生活相談
- ・学校給食センターでの給食業務支援（夏休み前日（7月22日）までの平日）

【派遣先】

福島県南相馬市（原町保健センター、鹿島学校給食センター）

（2）派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

①派遣までの状況について

- ・地震発生から3ヶ月が経過し、被災地においては避難所生活を早急に解消するよう仮設住宅の設置が進められていた。長期化する被災者の二次的な健康被害の予防や仮設住宅移行後の健康支援などが必要なことから、被災3県から保健師、医師、管理栄養士等の派遣調整依頼があった。
- ・群馬県の管理栄養士が、被災地に派遣されるのは初めてであった。また、派遣先である南相馬市に自治体の公的派遣が入るのは群馬県が初めてで、戸惑いもあった。
- ・派遣先の現地ニーズを十分把握した上で、現地の実状に合わせた支援ができればと福島県庁、相双保健福祉事務所の管理栄養士、南相馬市の管理栄養士から情報収集を行い、「支援活動マニュアル（暫定案）」を作成し、派遣に向けての準備と心構えを整えた。
- ・南相馬市の管理栄養士は、食に係る様々な調整を一手に引き受けて多忙を極めていたにもかかわらず、関係者と調整して受け入れ体制を整えてくれたことが、現地での有意義な活動につながった。

②仮設住宅入居世帯調査票の回収及び栄養・食生活相談（平日）

- ・現地の保健師、看護師等が中心となって行っていた仮設住宅の入居世帯調査票の確認、聞き取りの補佐を担当した。調査の主たる目的は入居者の生活安定のためのニーズ、優先的な対応が必要な健康状況を早期に把握し、適切な援助を行い、入居者が健康で自立した日常生活が営まれるよう支援することであった。
- ・健康状況の確認と一緒に、食生活上の課題を聞き取った。高齢者や高血圧、糖尿病などの慢性疾患の方も多く、実際の食生活への心配事が多かった。少しでも食生活が健康につながるよう、栄養・食生活の相談に応じた。
- ・入居時に配布される食品の多くはインスタント食品やレトルト食品などで、慢性疾患の方には、その利用方法についてもアドバイスをを行った。
- ・避難所では1日3回の食事が提供されていたが、仮設住宅では各自で食事を確保することになる。仮設住宅には、台所があり調理器具（炊飯器、電子レンジ等）も備え付けられていたが、基本的な調理技術が不十分な高齢者や男性の独居世帯の食事が課題であると感じた。
- ・仮設住宅は、山間や田畑の中、墓地の近くなど交通の便の悪い場所も多く、日常生活に不便が生じている様子であった。特に、食材の購入などが困難な方、主に高齢

者への支援が求められていた。

- ・お盆を控えて、震災で失った家族への思いを語る方、何か区切りをつけたいと心の整理をしていると語る方、「私たちは人の善意で生かされている」としみじみと語る方といった様々な方々との出会いがあり、改めて震災が与えた被害の大きさを実感した。
- ・震災直後、原発事故により群馬県に避難していた方に接する機会も多くあり、感謝のあたたかい言葉をいただいた時は、派遣前の戸惑いが感動に変わった。

③仮設住宅入居者への訪問活動（土・日）：要支援者への栄養・食生活相談

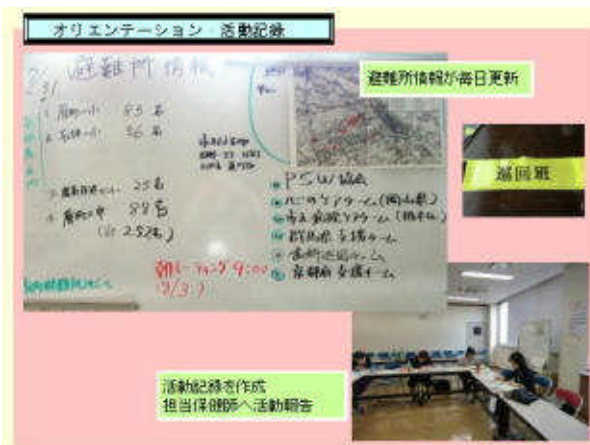
- ・仮設住宅入居世帯調査で要支援者として把握されている高齢者世帯への訪問活動を保健師とペアになって行った。訪問ケースについては、前日までに南相馬市がピックアップした。栄養指導が必要なケースもピックアップしていただいた。
- ・身体状況（体調、体重など）、食生活状況（栄養摂取状況）などの確認を行った。高血圧、糖尿病の方が多く、受診中であってもコントロール不良の方もおり、長期的な支援が必要であると感じた。
- ・脳梗塞、心筋梗塞などで日中も横になっている高齢者もおり、栄養不足や水分不足による熱中症が心配されるケースもあった。保健センターが用意してくれたアイソトニックゼリー、栄養補助食品を試食してもらい、予防を促した。
- ・仮設住宅の狭さや圧迫感、近隣との近さなどの精神的、身体的ストレスなどにより体調不良や健康状態の悪化、また、定期受診できないための服薬中止なども見られた。行政による定期的な訪問活動や孤立化防止のためのサロン活動（社協主催）への参加は重要であると実感した。

④学校給食センターでの給食業務支援（夏休み前日（7月22日）までの平日）

- ・震災で給食センターの天井が落ちてしまった状況の中でも、すぐに炊き出しを実施するように指示があり、職員も被災者であり、家族のことを心配しながら炊き出しを行ったとのことである。
- ・4月22日からは給食用に国内だけでなく世界中から寄せられた支援物資を使った「炊き出し給食」が始まった。支援物資を無駄にせず使用するためには、急な献立変更への対応が必要であった。毎日届く支援物資の仕分け、整理、配送などの作業の支援を汗を流して行った。
- ・給食再開当初は、おにぎりや牛乳程度であったが、5月13日には初めてみそ汁を提供でき、7月には主食・主菜・汁物が揃うようになった。この給食の全てを記録した写真を見せていただき、復興へ向けた職員の力を感じるとともに、多くのことを学ぶことができた。
- ・2学期からは、支援物資に頼らず地元の業者の活性化につなげるためにも、本来の「学校給食」の再開に前向きに取り組んでいた。しかし、原発事故の影響から給食に使用する食材の安全性についての問い合わせも多く、その対応に追われていた。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

- ・県の管理栄養士は絶対数が少ないため日常業務との調整が難しく、保健師との合同チームに毎回派遣することは困難であった。派遣人員の確保は、県だけでなく市町村の職員にも理解と協力を得る必要がある。
- ・派遣する管理栄養士が必ずしも被災地で十分な活動ができる知識と経験を有しているとは限らない。平時から、県や保健福祉事務所、市町村、関係団体の役割や心のケアの視点も含めた被災地支援に係る研修が必要である。
- ・また、被災地では管理栄養士が単独で活動することは少なく、他職種の被災地支援業務を理解し、協働で支援を行うことが重要となる。
- ・今回の「活動支援マニュアル（暫定案）」の作成を通じて、国や関係団体などから発信されている情報や資料の整理を行うことができた。今後は、今回の派遣の記録をまとめ、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル（仮称）」の検討を行いたい。
- ・被災後に起こる多くの栄養・食生活支援問題を最小限にすることためには、県内の医療・福祉・行政の栄養部門が連携し、情報の収集・伝達・共有化を図り、特に要援護者への緊急栄養補助物資の支援などが行える体制を平時から整えておくことが必要であり、その拠点となるのは保健福祉事務所であると考えられる。



7 放射線検査等支援（診療放射線技師）

(1) 派遣の状況

- 【派遣期間】 平成 23 年 7 月 15 日～平成 23 年 7 月 31 日（土日・祝日含む）
 【派遣人員】 1 班 2 名構成で 3 つの班を派遣（各班とも 5 日間） 派遣職員数計 6 名
 【活動内容】

福島第一原子力発電所事故に伴い飛散した放射性物質による放射線被ばくを心配する住民を対象に、常設スクリーニング会場または警戒区域一時帰宅者のためのスクリーニング会場において、サーベイメータによる表面汚染検査を実施し、除染について要否の判断を行うとともに受検者への適切な説明を行った。

区分	人体（人）	車両・荷物等
常設スクリーニング会場	133	8
一時帰宅者スクリーニング会場	233	343
合計	366	351

【派遣先】

- ① 県北保健福祉事務所 ② 飯野学習センター青木分館 ③ 郡山市総合体育館
 ④ 広野町体育館 ⑤ 南相馬市馬事公苑

(2) 派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

- 放射線被ばくに対するスクリーニング検査は、放射性物質による汚染の有無等の確認と住民の被ばくの程度を評価するものであり、緊急被ばく対策では重要な作業である。

具体的には、除染について要否の判断を行うとともに、地域住民や避難された住民の放射線被ばくに対する不安払しょくを図ることが重要である。

- ・スクリーニング会場については、除染機能を有する設備があり、かつ救急車がアクセスしやすい公民館や体育館等の公的施設が望ましく、日常から放射線災害を想定した会場選定を行っておくことが重要である。
- ・スクリーニング検査の実施に際し、有事に診療放射線技師等の専門家を派遣できる体制を構築するため、国や近隣自治体間の連携を強化する必要がある。今回、厚生労働省及び福島県災害対策本部から要請を受けて支援を行ってきたが、自治体間の連携は今後の大きな課題と思われる。

(3) 意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

- ・大規模災害時には、住民のスクリーニング検査はもとより、緊急被ばく医療体制の整備等を示すマニュアルの作成が必要である。
- ・原子力発電所を持たない本県においても放射線災害は身近なものであり、人体への影響に係る対策は極めて重要と思われることから、放射線全般に関する対策をきめ細かく円滑に行うため、放射線災害の対策本部を設置する等の体制整備が必要である。



8 医療救護支援（県立病院職員）

(1) 派遣の状況

- 【派遣期間】 平成 23 年 3 月 17 日～ 26 日、5 月 3 日～ 6 日、5 月 9 日～ 13 日（土日・祝日含む）
- 【派遣人員】 全 5 班（1 班 4 日間（最終班のみ 5 日間） 県立病院職員 22 名
班編制 医師 1 名 看護師 2 名 事務職 1 名
第 2 クール（5 月）から + 薬剤師 1 名
- 【活動内容】
 - ・救護所での医療救護活動
 - ・避難所等での代診活動
 - ・近隣避難所、独居老人宅等への巡回・往診
 - ・必要な薬剤の確保
- 【派遣先】 南三陸町ベイサイドアリーナ、志津川中学校

(2) 派遣先での活動状況、体験談 ～被災地支援を振り返って～

- ・当班到着の数日前から他県の DMA T チームが活動しており、既に救護室等ある程度の活動拠点が形成されていた。大規模避難所については情報が入っていたものの、数多く存在する小規模避難所等については情報が少ない状況であった。そのため道行く方に声を掛け情報収集しながら巡回診療を実施した。
- ・現地の医療統括本部からは、避難所での救護業務を継続的に行なうため、長期派遣を求められた。そのために派遣当初から長期継続派遣できる体制づくりが必要と感じた。
- ・救護活動は感冒薬や慢性疾患の薬の処方が多かった。これらの調剤業務を迅速かつ的確に行うために薬剤師の同行が必要と感じた。第 2 クールから薬剤師が同行することとなった。

- ・滞在していた体育館は救援物資によって日々手狭になり、救護班の物資が邪魔になるほどであった。そのために宿泊と滞在に必要な物資の保管が可能な車両が必要と感じた。
- ・避難所（歌津中学）で情報収集をしているとき、「山の手にある払川、神沢地区に医療が入っていない。子どもはいないが出来れば回っていただきたい」という要請を受けた。神沢地区の区長宅で群馬県から来たことを告げると、数日前に伊香保温泉にある古久家というホテルのタオルが配られたことを感謝され、「伊香保とはどんな所なのか。落ち着いたら群馬に行ってみよう」と暫し群馬話に花が咲いた。
- ・小児医療センターチームはその特色を生かすため、主に小児の診察を担当した。ただ、震災から10日以上経過していたため、各避難所では既に他の医療救護班が活動していた。そんな中でも家と家族を失い、命より大事なわが子の体調を案ずる親たちの不安を少しでも減らせたこと、感謝の言葉をいただけたことは良かった。
- ・5月3日の派遣時、志津川中学校には61名の方々が避難されていたが、この時点で既に町内に仮設診療所が開設されていたこともあり、救護室を訪れる方々は1日5人程度と減少傾向にあった。
- ・ノロウイルス感染者が発生していたため、感染対策として、毎日、仮設トイレや手洗い場などの消毒を行った。
- ・医療救護班に対する県の対応は、震災後初期時から4月、5月と日にちが経過しても大きな変化はなかった。初期の混乱期は仕方がないが、日にちが経てば、宿泊場所の確保や物品の管理などが行えたのではないと思う。
- ・各派遣チームが、それぞれ同じような物資を持参し、医療救護班の派遣終了時に重複した物資が大量に残ってしまった。薬品や医療材料などの効率的な活用のため、県で一元管理する必要があったのではないかと感じた。

（3）意見・提言 ～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①リスクマネジメント

- ・平時から、震災時のことやあまり余裕のない診療体制について考えておくのは大事なことである。具体的に何をすべきかは、東北地方の人々から学ぶべきである。
- ・東日本大震災では燃料が不足してパニックのようになり、ガソリンスタンドに行列ができた。派遣先でも移動は自動車であり、自衛隊から燃料を分けてもらいながら活動した。今後、本県を含む大規模災害が発生した時、燃料を確保しておかないと支援活動に支障をきたすと考えられる。化石燃料を備蓄するか或いはそれ以外の機動力を確保しておくべきである。
- ・有事の際に、より効率的な支援・救護を行うためには、県立4病院及び他部署も含めた災害支援チームを早急に結成し、定期的な訓練を実施することが必要ではないか。
- ・医療救護班の物資の在庫管理をもう少し徹底できるとよいと思う。
- ・派遣時期は一日でも早くすべきである。また、一定の診療科のある程度の期間継続して派遣することが求められていると思う。
- ・現地及び往復の燃料、通信手段の確保、指揮命令系統の構築、現地の情報等全てが不十分な状況での出発であった。有事に備えた体制を整備するとともに、しっかりとした準備・訓練をした上で派遣を行わなければ、二次災害のリスクが大きいと感じた。
- ・役場や病院等の公共機関が機能を喪失するほどの災害であり、国や都道府県レベルでの医療連携づくり（救護班派遣、患者受入等）が必要と感じた。

②被災地の状況把握と正確な情報伝達

- ・地震の発生から時間が経過すればするほど現地のニーズは変化する。こうした現地の情報を迅速に入手し、正確に情報伝達できる仕組みを構築する必要がある。
- ・短期でチームが全員入れ替わるため、情報伝達の引継ぎも不十分であった。ある程度被災地を把握できる人を常駐させることも必要ではないか。